

障害者雇用優良事業所等表彰要領

山梨県

1 趣 旨

障害者を積極的に多数雇用した事業所、障害者の雇用の促進と職業の安定に著しく貢献した団体または個人及び社会復帰について成果の著しい勤労障害者に対し表彰を行い、その努力を讃えるとともに、これを県民に周知し障害者の雇用の促進と職業の安定に資する。

2 表彰者及び被表彰者

表彰は、山梨県知事が次に掲げる表彰の種類ごとに行う。

- イ 障害者雇用優良事業所
- ロ 障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体または個人
- ハ 優秀勤労障害者

3 表彰基準

イ 障害者雇用優良事業所

障害者の雇用割合が高く、かつ、障害者の雇用に関して積極的に職業安定機関を利用し、障害者の雇用が安定している事業所（国・地方公共団体の事業所を除く。）で、その成果が特に顕著なもののうち、次のいずれにも該当するもの。

なお、労務管理にも万全を期し、自らの責任による労働災害を起こしていないこと、労働関係法令に違反したことがないこと等、優良事業所にふさわしい要件も併せて考慮すること。

当該事業所が、表彰が行われる年度の6月1日現在において、障害者を概ね5人以上雇用していること。

当該事業所の属する企業が過去3年間において、障害者雇用率を達成していること。

原則として、過去において（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞等を受賞している事業所とするが、その他障害者の雇用の促進に貢献し、表彰に値する事業所も対象とする。

原則として、当該事業所が過去5年間において障害者を採用していること。

- 障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体または個人
民間の団体または個人であって、永年にわたり、障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献したもので、その成果が特に顕著なもの。

八 優秀勤労障害者

就職している障害者で、その障害を克服し、模範的な職業人として業績をあげ、職場における同僚等から敬愛される等、特に優秀と認められるもののうち、次のいずれにも該当するもの。

同一の企業における勤続年数が、原則として概ね10年以上のもの。

ただし、勤続年数が10年未満であっても、特に優秀と認められる障害者についても対象とする。

原則として、過去において（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞等を受賞しているものとするが、特に優秀と認められる障害者も対象とする。

4 表彰予定

- イ 障害者雇用優良事業所・・・若干名
- 障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体または個人・・・特に定めない。
- 八 優秀勤労障害者・・・若干名

5 被表彰者の決定

- (1) 表彰を受ける事業所は、県が山梨労働局へ障害者雇用率等の内容確認を依頼し、確認を受けた後、知事が審査のうえ決定する。
- (2) 優秀勤労障害者については、被表彰候補者が勤務する事業所から推薦された者の中から知事が審査のうえ決定する。

6 表彰の方法等

表彰は、毎年1回、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

この要領は、平成25年8月1日から適用する。